

令和 7 年 3 月 1 0 日
(2025 年)

保護者様

西宮市教育委員会
学校給食課担当課長（収納）

学校給食費の改定及び令和 7 年度保護者負担額について

平素は、本市学校給食の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の物価上昇を受け、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から学校給食費を改定します。
ただし、保護者の皆様のご負担を軽減するため、令和 7 年度については学校給食費の保護者負担額を改定前の金額のまま実質的に据え置きます。詳細は下記のとおりです。

記

1. 給食費改定内容及び令和 7 年度保護者負担額（1 食あたり）

校 種	改定前	改定後	令和 7 年度 保護者負担額
小学校 義務教育学校 前期課程 特別支援学校小学部	275 円	<u>305 円</u> (30 円増額)	<u>275 円</u>
中学校 義務教育学校 後期課程 特別支援学校中学部・高等部	325 円	<u>360 円</u> (35 円増額)	<u>325 円</u>

2. 改定理由

近年の物価上昇を受けて、令和 2 年度以降の給食費の収支は赤字が続いており、既に改定前の給食費では学校給食の質の維持が困難な状況になっているため。

収支状況等、詳しい理由は市の HP をご覧ください。（QR コードを読み込むか、市の HP の検索ボックスにページ番号【51054785】を入力すると、該当ページをご覧くださいいただけます。



3. 令和 7 年度の学校給食費保護者負担額の据置きについて

改定による増額分には、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当し、学校給食費は据え置く予定としております。必要な手続きはありません。

ただし、以下の（１）～（４）に該当する方は対象外です。

- （１）生活保護、就学奨励金、兵庫県特別支援教育就学奨励費（第 1 段階および第 2 段階）の受給により、学校給食費の負担がない世帯の児童生徒
- （２）児童養護施設等に入所、または里親に養育されている児童生徒（児童福祉法による措置費受給のため）
- （３）体験入学中の児童生徒
- （４）教職員等

【お問い合わせ先】

西宮市教育委員会 学校給食課
電話：0798-35-3861